

令和5年第11回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年11月28日(火) 午前9時30分～12時

開催場所 いちき串木野市役所 串木野庁舎 別館防災センター2階 会議室2

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田浩二
会長代理	11番	久木山純広
	1番	池田善之
	2番	蓑手幹夫
	3番	樋ノ口正信
	4番	川畑千秋
	5番	西美香
	6番	木場由美子
	7番	野元京子
	8番	古賀久美子
	9番	西村四男
	10番	外蘭健藏

出席農地利用最適化推進委員(2人)

串木野地区2	井手迫正博
市来地区	永井美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (7番 野元京子 委員 ・ 8番 古賀久美子 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| 日程第1 報告議案第26号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(2件)について |
| 日程第2 報告議案第27号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法分(3件)について |
| 日程第3 議案第56号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請(5件)について |
| 日程第4 議案第57号 | 非農地証明願(2件)について |
| 日程第5 議案第58号 | 農用地利用集積計画案(新規1件)について |
| 日程第6 議案第59号 | 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規24件)について |
| 日程第7 議案第60号 | 耕作放棄地に係る非農地判断について |

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。それではただ今から、令和5年第11回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長からあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長どうもありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うこととなっておりますので、会長よろしく願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず、本日の農業委員の出席状況を事務局の方から報告をしてください。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し出席委員数12名で、全出席で過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の2名の方が出席されておりますので、ご報告いたします。

議長 それではお手元に配付してあります会次第に従いまして、進めてまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 ありがとうございます。本日の議事録署名委員に、7番 野元京子委員、8番 古賀久美子委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、早速議事に入ります。

まず、日程第1報告議案第26号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第26号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、2件5筆10,522㎡で、基盤強化法の合意解約です。1番は後程20ページの、日程第6議案第59号

農用地利用集積計画書案一括方式の 23 番で、息子さんである今までと同じ耕作者と中間管理事業を活用して契約をし直すための合意解約です。2 番はイノシシ被害等により、耕作ができないための合意解約です。よろしくお願いします。

議長 今回は 2 件あるという事でございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。私の方から質問をさせていただきます。この 2 番目は鳥獣被害のためということなのですが、以前からやっぱりそういう鳥獣被害が出ている所だったんですかね。

棚町主査 事務局です。鳥獣被害の情報は無くて、契約をされた所だったと思いますが、実際のところ作物が作れなくなったということでの合意解約だと聞いております。

議長 これについて近くの農業委員、推進の方は何か情報がありますか。

樋ノ口委員 いいですか。最初は竹やぶでしたが、そこを開いて作業をしたんですけど、イノシシが出るということでした。そこは、畑の方です。下の方の田んぼがあるんですが、道路沿いだったんですが、ここも人家はあるんですけど、人家と人家の間にある田んぼを畑にした分ですね。アナグマとかそういう小さい動物にやられて、なかなか耕作が上手くいかないし、水がはけが悪いということです。

議長 この一番上の湊町の畑については、大里川の近くですか。

樋ノ口委員 大里川じゃなくて、重信川の上の方です。

議長 重信川の上の方のですか。わかりました。

樋ノ口委員 ちょうど、どこになるのかな。

議長 外戸ですか。

樋ノ口委員 外戸と牛ノ江との山がありますよね。昔は観音ヶ池に行く道があったんですが、その道なんです。今はもう人も通れない状況なんです。そこで昔私も芋掘りに行った所なんです、今はもうできません。

議長 他にご質問、ご意見はありませんか。

樋ノ口委員 特にないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第26号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知2件については、報告のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第1報告議案第26号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知2件については、報告のとおり受理することと決定をいたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第27号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分でございます。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 2ページをお願いします。日程第2報告議案第27号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は、3件3筆1,964㎡です。いずれも後程18ページの、日程第6議案第59号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画書一括方式の1番、5番、6番にてご審議いただくための解約です。よろしくお願いします。

議長 今回の報告は3件ということですが、また後程一括方式の方で上がってくるということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第2報告議案第27号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分3件については、報告のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第2報告議案第27号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分3件については、報告のあったとおり受理することと決定をいたしました。

次に進みます。日程第3議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は5件ですが、5件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了後に質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第3議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請5件についてであります。3ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査員は【正】を池田委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

池田委員

1番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1についての説明をいたします。11月23日午前8時50分より、代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と調査を実施しました。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域です。位置図は3ページ、4ページを参照してください。転用の目的は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいためです。譲受人による融資証明書、被害防除計画書等、5条申請の備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は東と南側は道路、西側は宅地、北側に畑があります。畑との境界はブロック積みを行い、1.2mの緩衝地を設けるとのことです。宅地造成の住宅部分はそのまま整地を行い、駐車場のみ切土を40cm行うそうです。また、周囲への土砂流出を防ぐため土留め工事を行い、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝に流すとのことでした。許可が下り次第着工するとのことです。以上のことから何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。5ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地及び上名〇〇宅地102.86㎡、実測では88㎡を買い受けて、一体利用により住宅を建築したいための申請であります。合計面積456.86㎡、実測では376㎡であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査員は【正】を久木山委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11番久木山です。11月22日(水)午後1時より、行政書士、外菌委員と3名で、申請のあった農地転用実態調査を実施いたしました。申請地につきましては、5ページ、6ページを参照して下さい。今回

の申請は借家住まいで手狭であるため、申請地及び宅地②を買い受けて一体利用して住宅を建築したいとのことです。申請地は、麓土地区画整理事業の一面であり、農地区分は第3種農地で第1種低層住居専用地域であります。被害防除は、東側は宅地、西側は道路、南側も道路、北側も道路であり、近隣に農地はありません。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水生活雑排水は合併浄化槽であり、何ら問題はありません。資金対応は、金融機関の借入で対応です。調査したところ何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 次のNo.3について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.3についてご説明いたします。7ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査員は【正】を外菌委員、【副】を久木山委員にお願いしております。よろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 10 番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について、11月22日午後1時半より代理人立ち合いのもと、久木山委員と私が調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地の位置図は7ページ、8ページを参照してください。転用目的は、借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいためです。農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域です。申請地は現状のまま利用し、用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流です。汚水処理、生活雑排水は合併浄化槽です。申請地の東側は道路、西側と南側は宅地、北側は宅地と雑種地です。着工予定は、許可あり次第という事でした。被害防除計画書等は5条申請の備考欄に記載しております。私たちの調査では特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは次のNo.4について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.4についてご説明いたします。9ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。譲受人は妻の単独名義で、融資が夫名義となっておりますが、妻も連帯債務者となっております。妻の単独名義については同意書が添付されております。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にあ

る農地であります。調査員は【正】を西委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員

5番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について調査報告いたします。11月21日（火）午前9時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、蓑手委員と調査を実施いたしました。資料の9ページから10ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にあります。現在、借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいとのことです。周囲に農地はありません。造成計画としては現状のまま利用し、境界はブロックを3段積むことで土砂等の流出を防ぎます。緑地、緩衝地を設けるため、日照・通風等に支障を及ぼす恐れはないと考えます。用水は公共上水道、雨水排水は東側側溝へ放流、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理後排水します。北と西は宅地、東は道路、南は別の転用申請地となっています。許可後すぐ12月から着工したいとのことです。備考欄に添付書類が記載されています。私どもとしては、何ら問題はないとみてきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長

それでは次にNo.5について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.5についてご説明いたします。11ページをお開きください。譲受人は、申請地周辺が住宅街で、周辺住民の来客用駐車場が少なく、需要が見込まれるため、申請地を買い受けて月極駐車場として使用したいための申請であります。第3種農地で第2種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査員は【正】を蓑手委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5についての調査報告をいたします。11月21日（火）午前9時から、現地で譲受人の代理人行政書士立会いのもと、西委員と私が調査をいたしました。位置図は11ページ、12ページをご参照ください。申請地は第3種農地、第2種中高層住居専用地域にあります。譲受人は申請地を買い受けて、周辺住民の来客用駐車場の需要を見込み、月極駐車場として利用するため転用するとのことであります。駐車可能台数は4台となっております。申請地の隣地は、東側南側西側は宅地、北側は道路で、農地はなく影響はないと考えます。目的の確実性は資金は自

己資金で残高証明書が添付されており、許可され次第現状のままで利用するとのことです。用排水は水道を使用しないため汚水生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下で市道の既設水路へ放流するとのことです。その他関係書類は備考欄に記載してある書類が提出されています。私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆さまのご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。No.1からNo.5まで、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず3ページ、4ページのNo.1について、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。それでは次の5ページ、6ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の7ページ、8ページのNo.3について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。それでは次の9ページ、10ページのNo.4について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に 11 ページ、12 ページのNo.5について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようです。一括してお諮りしたいと思います。日程第3議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請今回は5件ですが、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請5件については、いずれも申請のとおり許可することで決定しました。

次に進みます。日程第4議案第57号非農地証明願についてを議題といたします。今回の申請は2件です。いずれも違反転用指導対象事案ですので、現地調査の報告は省略致します。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第4議案第57号非農地証明願2件についてであります。13ページをお開き下さい。No.1についてご説明いたします。前所有者が30年程前に申請を知らず駐車場として転用し、〇〇のバスの駐車場として利用しておりました。今回の申請者も平成18年に相続しましたが、そのまま駐車場として、現在〇〇と〇〇へ賃借しており、20年以上経過している状況です。賃借契約書が添付されております。

次にNo.2についてご説明いたします。15ページをお開き下さい。他界しました父親が、平成5年に申請を知らず住宅を建て現在に至っております。20年以上経過している状況となっております。

議長

ただ今、事務局の方から説明がございました。いずれも20年以上経過しているということで、非農地証明願が出ているということです。No.1について、何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは15ページ、16ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第4議案第57号非農地証明願2件については、申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第57号非農地証明願2件については、申請のあったとおり非農地証明を発出することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第5議案第58号農用地利用集積計画書案についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 17 ページをお願いします。日程第 5 議案第 58 号 11 月分の農用地利用集積計画書案は、1 件 1 筆 559 m²で、引続き借りるための継続の申請です。お互いに顔見知りのため、貸借契約を簡単に済ませたいための利用権設定です。よろしくお願いします。

議長 今回は 1 件ということでございますが、何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第 5 議案第 58 号農用地利用集積計画書案 1 件については、報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第 5 議案第 58 号農用地利用集積計画書案 1 件については、報告のあった内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第 6 議案第 59 号農用地利用集積計画書案一括方式についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 18 から 20 ページをお願いします。日程第 6 議案第 59 号 12 月 1 日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で 24 件 27 筆 24,966 m²です。1 番と 5 番と 6 番は、先程 2 ページの日程第 2 報告議案第 27 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法にてご審議いただきました農地です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人で、〇〇以外の借人は、借入地を全て耕作しておられます。〇〇は、今後借入地を全て耕作していただけるようお願いをしています。よろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局の方から説明がございました。今回は、24 件 27 筆 24,966 m²ということで、一括方式の利用集積計画が出されております。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

樋ノ口委員 いいですか。〇〇と、〇〇さんは、一緒なのか、別々に契約しないといけなかったのかな。

議長 はい、事務局どうぞ。

棚町主査 よろしいですか。〇〇さんは、今度借入れをします所有者の方と、親戚関係にあるそうで、その所有者の方が〇〇さんになら貸すけれども、〇〇には貸さないということで、今回、〇〇さんが個人でご自分の飼育されている牛のための飼料作物を作られるということで、使用貸借をされるようになっております。

議長 樋ノ口委員、よろしいですか。

樋ノ口委員 はい。

議長 他にご質疑はございませんか。

蓑手委員 私とは所在地のイメージがわからないんですけれども、この〇〇さんの牧草等は照島地域のどの地域になるのかなと思っているんですけど。飼料として畑地で畑のど真ん中にその飼料畑が広がるのかなと思って。どの所在地がどの辺にあるのかなと思って。

棚町主査 地図上で確認をしていないので、後程また、よろしければ。

議長 私の方から、この 18 ページの 1、2、3、4 番ですね、これはいずれも〇〇地区です。〇〇の前の一帯の畑です。ですから、19 ページの 11 番から 14 番までのここの畑についても同じく〇〇地区です。照島の〇〇地区です。〇〇の前の一帯の畑です。周辺は野菜とか、一部は平江の〇〇さんという方が牧草を作ってある所です。結構、遊休農地が多い所です。ほとんど平坦地です。

蓑手委員 はい、わかりました。

議長 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第 6 議案第 59 号農用地利用集積計画書案一括方式 24 件 27 筆 24,966 m²については、報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第 6 議案第 59 号農用地利用集積計画書案一括方式 24 件 27 筆 24,966 m²については、ただ

今報告のあった内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第7議案第60号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第7議案第60号耕作放棄地に係る非農地判断についてであります。21ページをお開きください。令和5年度の利用状況調査で判定の山林原野か、農地としての利用が難しい土地に対して、農地台帳から外して、農地としては取り扱わないとする非農地判断の決定を本日の総会で行なっていただきたいと思います。農地、非農地の判断対象、地域リストであります。昨年度より農振農用地を他の農地と同様に非農地判断しており、農用地区域の別で丸印が農用地となっております。また、備考欄に「通知済」、「通知無」とありますが、「通知済」については、今回のこの議案で非農地判断をされた後に、非農地通知を送付予定にしているものを指しております。所有者が亡くなっている場合でも、同じ世帯にご家族がおられる場合は、その方に送付しますので、このような場合も送付済みとしてあげてあります。

「通知無」は所有者死亡で同じ世帯でご家族がいない場合と、農振農用地内で非農地判断された所になります。農振農用地内の非農地については、地目を変更され、様々な転用を防ぐために通知をしないところであります。納税管理人には送付はしない予定で、送付はしておりません。21ページから24ページまで合計で96人125筆、面積69,695㎡となっていて、通知ができる方が46人63筆37,935㎡、できない方が37人の42筆20,197㎡、内農用地のため通知しない方は13人20筆11,563㎡となっております。通知後、非農地ではないとの申し出があった場合、担当の農業委員の方に現地調査に行ってもらう場合もありますので、その際はよろしくお願いします。

議長

ただ今事務局の方から説明がありました。今回は今年の夏に、皆さんの方で農地利用状況調査をしていただいて、その際にB判定をした農地ということになります。合わせて、125筆69,695㎡ということで、約7haに近い農地が非農地判断ということになります。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。或いは非農地判断をした時点において、いろいろ疑問点といいますか、判断に迷うようなことは無かったですかね。

井手迫推進委員

すみません、いいですか。

議長

はい、どうぞ。

井手迫推進委員

この農振農用地の所の非農地扱いは、地主さんはそれをもとに、結

局雑種地か山かどっちかに転用が可能なんですか。農業委員会は非農地扱いですよというその農地については。

松原主査 農振農用地ですか。

井手迫推進委員 通知はしないとか言ったけど。

松原主査 通知はしないので、所有者にはそういう情報はいつてないので、農地のままです。

井手迫推進委員 結局、税金が高くなるだけになるんですかね。

松原主査 そうですね、税金は現況課税になるので、ここの判断、判定とはまた別になりますのでそのようになるかと思います。

井手迫推進委員 そしたら、地主さんとしては、実際もうずっとそのままほったらかした状態でいて、現況が宅地のような形になっていれば、現況課税にされるよということですかね。

議長 ここは非農地だから、宅地転用じゃないんですよ。違反転用じゃないんですよ。原野とか山になっているという状態です。

井手迫推進委員 ただ、農業委員会の農地台帳から外しますよというだけで、考え方はいいんですよね。

議長 もし、農用地区域内の該当の所有者から、申し出があつて農用地区域から除外をしてくださいという申し出があれば、それは農政課の方の判断で、除外が可能であれば、除外した上で転用してもらふ、或いはその他の地目に変えてもらふ。ただ、除外ができない限りは、ずっと農地のままで残るということです。

松原主査 この非農地判断された所に対して、農政課が見直しを行いましたので、それで外れたところに関しては、出した経緯があります。

久木山委員 はい。

議長 どうぞ。

久木山委員 23 ページの〇〇さんは、通知済みになるから、「通知無」にしてください。施設に入っています。まだ出してないですよ。「通知無」

にしてください。

議長 世帯に誰もいないんですか。

久木山委員 子ども達も鹿児島で、全然連絡が取れないから。

木場委員 私が知っています。娘さんがいらっしゃるので、前の時もそこに持って行きました。娘さんが〇〇で働いていらっしゃるんです。〇〇さんですよ、外戸の。

久木山委員 あそこには男しかいなかったはずですが、女の子がいましたか。

木場委員 ごめんなさい、〇〇さんの姪なんだけど、その人に聞いたら、郵便は全部息子さんの方に行くようになっているそうで、そこに持って行けばいいんじゃないですか。

久木山委員 たぶん、息子にやってもわからないはずですよ。

議長 受ける相手がいれば通知をしないといけないと思うんですけど。

木場委員 聞いたら、そんなふうに全部預かりますということでした。ここで「通知無」っていうので知っている人がいたら、言えればいいんですね。

議長 そうですね、そこは申し出てください。出来るだけ通知をした方がいいと思いますので。備考欄に「通知無」ということで、通知をしない方がたくさんいるんですけど、もしこの名前の方で、いや親族を知っているよとか、そういう方がおられましたら、また後程、事務局の方に申し出てください。通知ができる人がいれば、通知をした方がいいと思いますので、そこは申し出ていただきたいと思います。他に
ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第7議案第60号耕作放棄地に係る非農地判断について、21ページから24ページに書いてある125筆69,695㎡については、今後は非農地として取り扱うということで、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第60号耕作放棄地に係る非農地判断について125筆 69,695㎡については、今後は、非農地として取り扱うということで決定いたしました。

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• _____

• _____

